

ASAHI NEWS

令和2年1月10日
第118号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



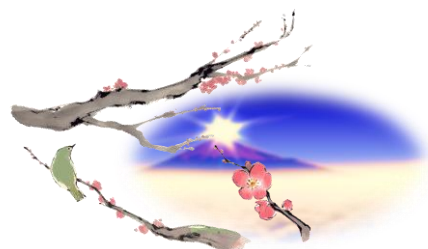
■ ■ ■ 1月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

- 1月10日：源泉所得税の納期限
- 1月20日：源泉所得税の納期限(特例適用者)
- 1月31日：支払調書、給与支払報告書の提出
- 1月31日：償却資産申告書の提出

経営・経済

- 1月 8日：消費動向調査発表(内閣府)
- 1月10日：景気動向指数速報発表(内閣府)
- 1月20日：日銀金融政策決定会合(日銀、21日まで)
- 1月21日：世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)(スイス・ダボス、24日まで)
- 1月23日：貿易統計発表(財務省)
- 1月24日：全国消費者物価指数発表(総務省)
- 1月30日：米・2019年第4四半期の米GDP速報値(米・商務省)
- 1月31日：有効求人倍率発表(厚労省)



新年明けましておめでとうございます。

本年も引き続きお引き立てのほど、宜しくお願いいたします。

令和2年度税制改正大綱 速報版①

項目	内容	適用時期等
各NISA制度の見直し	<p>①つみたてNISAの口座開設可能期間が5年間延長されます。</p> <p>②一般NISAはリスクの低い投資信託を対象にした積立枠(投資限度額20万円×5年=100万円)と、従来通りの上場株式等にも投資可能な積立枠(投資限度額102万円×5年=510万円)の仕組みに改組の上、5年間延長されます。</p> <p>③ジュニアNISA口座開設期間が令和5年12月末をもって終了し、令和6年以後は課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等および金銭の全額を源泉徴収なしに払い出すことができるようになります。</p>	<p>①令和24年12月31日までの口座開設まで延長</p> <p>②令和10年12月31日までの口座開設まで延長</p> <p>③令和5年12月31日までの口座開設で終了</p>
未婚のひとり親に対する税制上の措置の創設	<p>①未婚のひとり親に寡婦(夫)控除が適用されます。</p> <p>②寡婦(夫)控除について、以下の改正が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寡婦に寡夫と同等の所得制限(所得500万円)が設けられます。 ・住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外となります。 ・子ありの寡夫の控除額が子ありの寡婦と同額(27万円→35万円)となります。 	令和2年分の所得税から適用
低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設	個人が、都市計画区域内にある低未利用土地等(保有期間5年超・建物等を含めた譲渡対価500万円以下のものに限る)で、市区町村長の確認がされた一定のものを譲渡した場合には、長期譲渡所得の金額から最大100万円控除することができますようになります。	土地基本法等の一部を改正する法律(仮称)の施行日または令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの譲渡について適用
配偶者居住権が消滅した場合の取得費等	配偶者居住権・配偶者敷地利用権の消滅等の対価を受け取る場合の譲渡所得の取得費について、一定の計算でおこなうよう措置が講じられます。	大綱に明記されず(配偶者居住権の施行日は令和2年4月1日)
居住用財産の買換え等の場合の特例の延長	以下の制度が2年間延長されます。	令和3年12月31日までの居住用財産の譲渡まで延長
居住用財産の譲渡特例を適用した場合の住宅ローン控除の適用の見直し	①特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例 ②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除 ③特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除	令和2年4月1日以後の従前宅地等の譲渡から適用
国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設	<p>①個人の国外中古建物から生ずる不動産所得の損失がある場合で、その国外不動産所得の損失の金額のうち、簡便法等による国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は、生じなかったものとみなされます。</p> <p>②上記①の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合の譲渡所得の計算上、償却費の額の累計額から上記①によりなかったものとみなされた償却費相当額を除く等の所要の措置が講じられます。</p>	①令和3年分以後の所得税について適用
所有者不明土地等に係る固定資産税の課税措置	市町村長は土地・家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、その土地・家屋の現所有者に、市町村の条例で定めることにより、その現所有者の氏名、住所その他の固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができるようになります。	令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者から適用
国外財産調書制度の見直し	相続開始年の12月31日において有する国外財産に係る国外財産調書については、その相続または遺贈により取得した国外財産を記載しないで提出することができるようになります。	令和2年分以後の国外財産調書または財産債務調書について適用
医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の延長	「持ち分の定めのある医療法人」の出資者が出資持分を放棄したことにより、他の出資者の出資持分の価値が増加した部分につき贈与税が課税される場合等に、一定要件を満たせば贈与税が猶予される等の医業継続に係る相続税・贈与税の納税制度の適用期限が3年延長されます。	大綱に明記されず

この速報版は令和元年12月12日公表の令和2年度税制改正大綱に基づいて作成しています。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容については正確性を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、事前に弊社担当者までご相談ください。

令和2年度税制改正大綱 速報版②

項目	内容	適用時期等
オープンイノベーションに係る措置の創設	①青色申告法人で特定事業活動を行うものが、一定のベンチャー企業の株式を取得し、 その株式の取得価額の25% を特別勘定で経理したときは、所得金額を限度にその金額を 損金算入 できる制度が創設されます。 ②上記はその払込金額が1億円以上(中小企業者は1,000万円以上、外国法人の払い込みにあつては5億円以上)であり、対象となる払い込みには上限が設けられます。	令和2年4月1日から 令和4年3月31日までの間に取得した株式等に適用
交際費課税の見直し	①交際費の損金不算入制度の適用期限が 2年延長 されます。 ②接待飲食費に係る損金算入の特例(50%基準)の対象法人からその資本金額等が100億円を超える法人が除外され、その適用期限が2年延長されます。 ③中小法人に係る損金算入の特例(年800万円の定額控除限度額)の適用期限が2年延長されます。	①-③令和4年3月31日までの開始事業年度まで延長
特定高度情報通信 用認定設備を取得した 場合の特別償却・ 税額控除 (5G/第5世代移動 通信システム)	5G(第5世代移动通信システム)設備の導入を促す観点から、全国5G基地局の前倒し整備、およびローカル5Gの整備に係る一定の投資について、 30%の特別償却と15%の税額控除 の選択適用ができる制度が創設されます。	特定高度情報通信用等システムの普及の促進に関する法律(仮称)の施行の日から令和4年3月31日までの間に取得した場合に適用
連結納税制度の 見直し	①連結納税制度が見直され、 グループ通算制度へ移行 します。 ②欠損法人の欠損金額の合計額(所得法人の所得金額の合計額を限度)を所得法人の金額の比で按分し、所得法人において損金算入できるようになります。 ③個別の法人の修正・更正の影響が通算グループ内の他の法人に及ばないような措置が講じられます。	令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用
少額減価償却資産の 取得価額の損算入の 特例の見直し・延長	①中小企業者等の少額減価償却資産(取得価額30万円未満の減価償却資産)の損金算入の特例の適用期限が 2年間延長 されます。 ②常時使用する従業員の数が500人を超える法人が特例の対象外となります(現状1,000人超)。 ③対象法人から連結法人が除外されます。	令和4年3月31日まで延長
子会社からの配当と 子会社株式の譲渡を 組み合わせた租税回 避への対応	法人が、一定の特定関係子会社から受ける配当等の額が株式等の帳簿価額の10%を超える場合には、その配当金額のうち益金不算入相当額を、その 株式等の帳簿価額から引き下げる ようになります。	大綱に明記されず
企業版ふるさと 納税の延長	① 適用期限が5年間延長 されます。 ②企業版ふるさと納税の税額控除限度額が、支出した寄附金の額の合計額40%(現行20%)からその寄附金の支出について法人住民税の額から控除される金額を控除した金額(支出した寄附金の額の合計額の10%が上限)となります。	令和7年3月31日までの寄附金について適用
消費税の申告期限 の延長	法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出すれば、消費税の確定申告書の 提出期限が1月延長 されます。	令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用
居住用賃貸建物の 仕入税額控除の 見直し	①一定の 居住用賃貸建物の課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用が認められなくなります。 ②①の仕入れの日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までに住宅貸付以外の貸付の用に供した場合や譲渡した場合は、仕入税額控除の調整措置が講じられます。	令和2年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合について適用

この速報版は令和元年12月12日公表の令和2年度税制改正大綱に基づいて作成しています。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容については正確性を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、事前に弊社担当者までご相談ください。